

3.2 自然的状況

(1) 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況

ア 気象

対象事業実施区域に最も近い気象観測所は、熊谷地域気象観測所である。

熊谷地域気象観測所における過去10年間の気象の状況は表3.2-1に、令和2年の気象の状況は表3.2-2及び図3.2-1、図3.2-2に示すとおりである。

平成23年～令和2年の平均気温は15.7℃、最高気温は38.9℃、最低気温は-5.0℃、平均風速は2.5m/s、平均降水量は1286.7mmである。

また、令和2年の平均気温は16.2℃、最高気温は39.6℃、最低気温は-5.2℃、平均風速は2.4m/s、最多風向は西北西、年間降水量は1364.0mmである。

表 3.2-1 気象の状況(熊谷地域気象観測所：過去10年間)

年	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	最多風向	降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成23年	15.4	39.8	-4.6	2.5	北西)	1324.5
平成24年	15.1	37.8	-5.6	2.7	北西)	1079.0
平成25年	15.6	39.3	-4.8	2.7	北西	1251.0
平成26年	15.3	38.8	-4.7	2.6	北西	1387.5
平成27年	16.0	38.6	-4.6	2.5	北西	1335.0
平成28年	15.9	37.3	-5.7	2.4	北西	1301.0
平成29年	15.4	37.8	-5.3	2.6	西北西	1308.5
平成30年	16.4	41.1	-5.3	2.4	西北西)	1056.0
令和元年	16.1	38.4	-4.3	2.6	北西)	1460.5
令和2年	16.2	39.6	-5.2	2.4	西北西)	1364.0
平均	15.7	38.9	-5.0	2.5	—	1286.7

注) 「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱うことを示す。

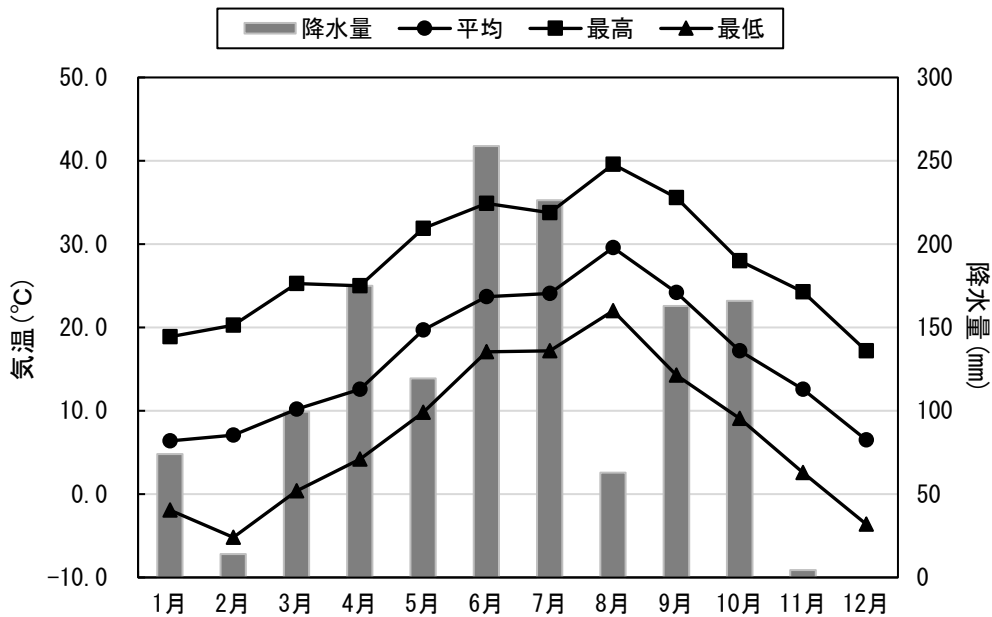
出典：「過去の気象データ検索」(令和3年7月閲覧、気象庁ホームページ)

表 3.2-2 気象の状況(熊谷地域気象観測所：令和2年)

月	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	最多風向	最大風速		降水量 (mm)
	平均	最高	最低			風速 (m/s)	風向	
1月	6.4	18.9	-1.9	2.6	西北西	9.3	西北西	74.0
2月	7.1	20.3	-5.2	2.9	西北西	10.4	北北西	14.0
3月	10.2	25.3	0.4	3.0	西北西	11.9	西北西	99.5
4月	12.6	25.2	4.2	3.2	西北西	12.7	北西	175.0
5月	19.7	31.9	9.8	2.3	東	8.6	北西	119.5
6月	23.7	34.9	17.1	2.2	東南東	12.1	北北西	259.0
7月	24.1	33.8	17.2	1.7	東	9.3	西	226.5
8月	29.6	39.6	22.0	2.2	東	8.4	南東	63.0
9月	24.2	35.6	14.3	2.0	東	6.7	南東	163.0
10月	17.2	28.0	9.1	2.0	西北西)	7.7	北西	166.0
11月	12.6	24.3	2.6	2.3	西北西	11.1	北西	4.5
12月	6.5	17.2	-3.6	2.4	北西	12.9	西北西	0.0
年間	16.2	39.6	-5.2	2.4	西北西)	12.9	西北西	1364.0

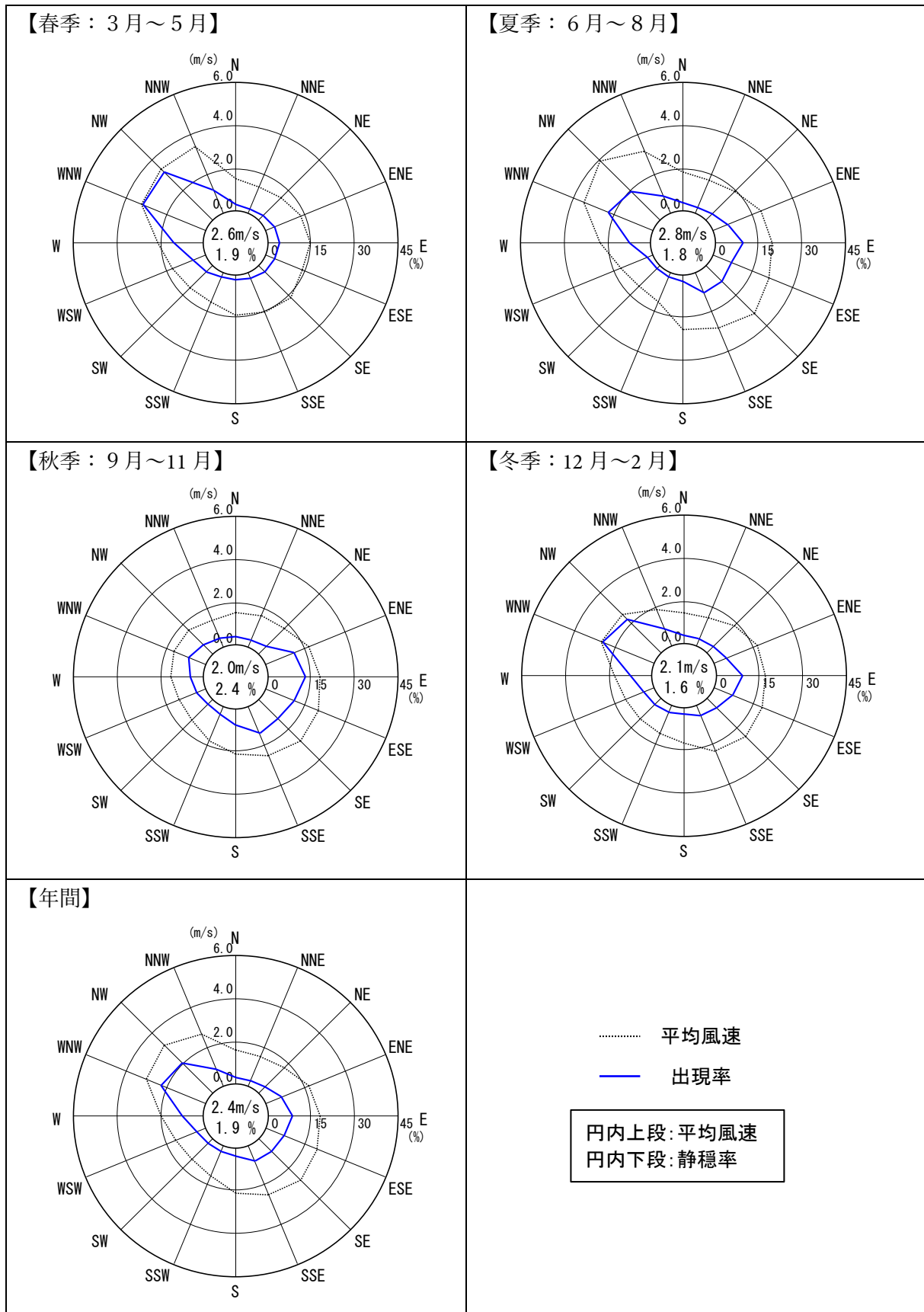
注) 「) 」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱うことを示す。

出典：「過去の気象データ検索」(令和3年7月閲覧、気象庁ホームページ)



出典：「過去の気象データ検索」(令和3年7月閲覧、気象庁ホームページ)

図 3.2-1 気温及び降水量の状況(熊谷地域気象観測所：令和2年)



出典：「過去の気象データ検索」（令和3年7月閲覧、気象庁ホームページ）

図 3.2-2 風配図（熊谷地域気象観測所：令和2年）

イ 大気質

対象事業実施区域及びその周囲には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が2箇所（熊谷局、熊谷妻沼東局）、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)が2箇所（熊谷肥塚自排局、深谷原郷自排局）、ダイオキシン類調査地点が1箇所（熊谷三ヶ尻）、熊谷市独自のダイオキシン類調査地点が4地点存在する。

測定局の測定項目は表 3.2-3 に、測定局の位置は図 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3 測定項目

区 分	測定局	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	ダイオキシン類	有害大気汚染物質
一般局	熊谷	○	○	○	○	○	○			○
	熊谷妻沼東		○		○	○	○			
自排局	熊谷肥塚自排		○	○		○	○	○		
	深谷原郷自排		○			○	○			
固定発生源 周辺	熊谷三ヶ尻								○	
熊谷市 測定地点	妻沼行政センター								○	
	熊谷市役所								○	
	みいずが原公園								○	
	三尻小学校								○	

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和元年度）」（令和2年12月、埼玉県環境部）

「令和元年度 ダイオキシン類大気常時監視結果について」（令和2年8月、埼玉県環境部大気環境課）

「熊谷市環境白書（令和2年度版）」（令和2年12月、熊谷市）

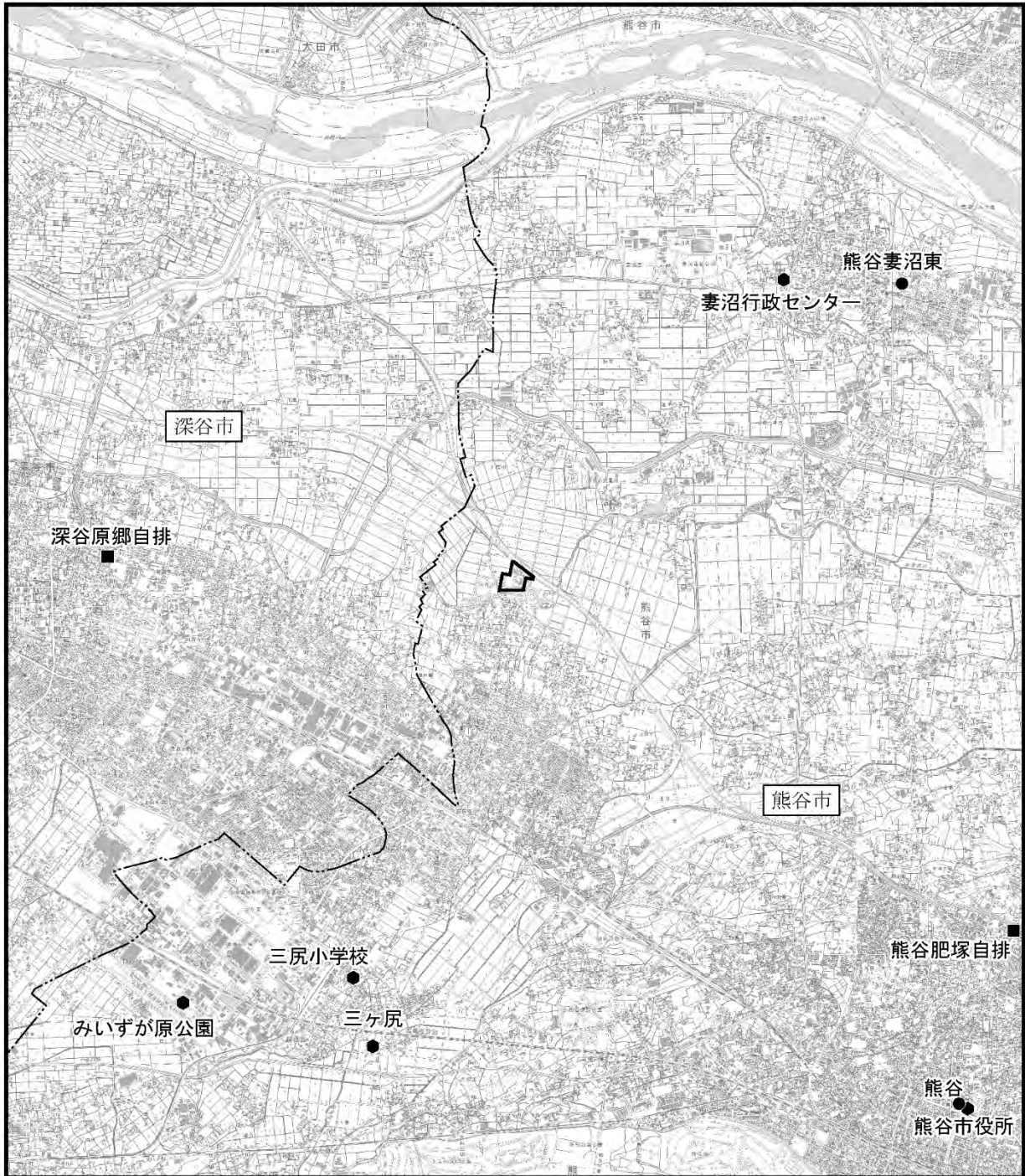


図 3.2-3 大気常時監視測定局位置図

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 一般局
- : 自排局
- ⬢ : ダイオキシン類調査地点

出典：「令和元年度大気汚染常時監視測定結果報告書」
 （令和2年12月、埼玉県環境部）
 「ダイオキシン類大気常時監視結果について」
 （令和2年8月、埼玉県環境部大気環境課）
 「熊谷市環境白書（令和2年度版）」（令和2年12月、熊谷市）



1:65,000
 0 1 2km

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(ア) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の令和元年度における測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における二酸化硫黄の経年変化は、図 3.2-4 に示すとおりである。1 日平均値の 2%除外値は概ね横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-4 二酸化硫黄の測定結果(令和元年度)

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1日平均値 が0.04ppm を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	1時間値の 最高値 (ppm)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	熊谷	0.001未満	0.001	無	0	0.005	○	○

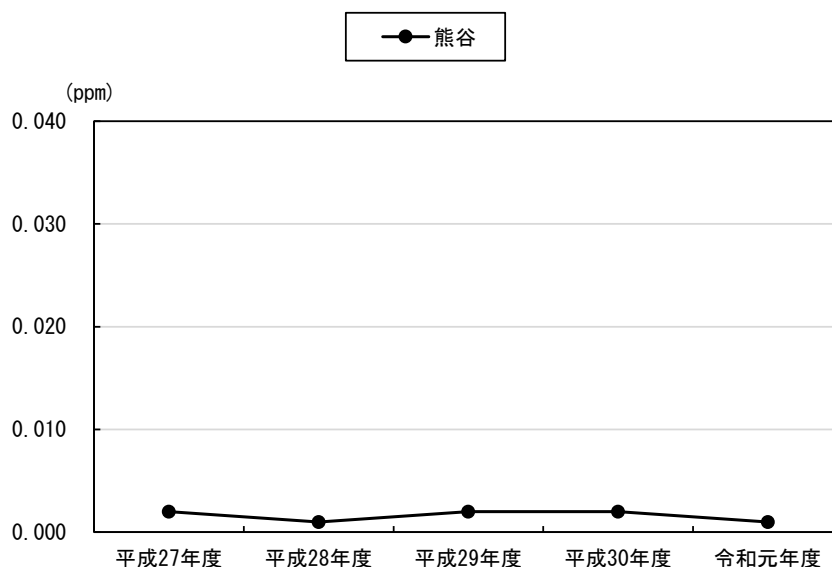
注) 環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：1時間値の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和元年度）」（令和2年12月、埼玉県環境部）



出典：「平成27年度～令和元年度 大気汚染物質常時監視測定結果について」

(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

図 3.2-4 二酸化硫黄の経年変化(2%除外値)

(イ) 二酸化窒素

二酸化窒素の令和元年度における測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における二酸化窒素の経年変化は、図 3.2-5 に示すとおりである。日平均値の年間 98% 値はやや減少傾向であり、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-5 二酸化窒素の測定結果(令和元年度)

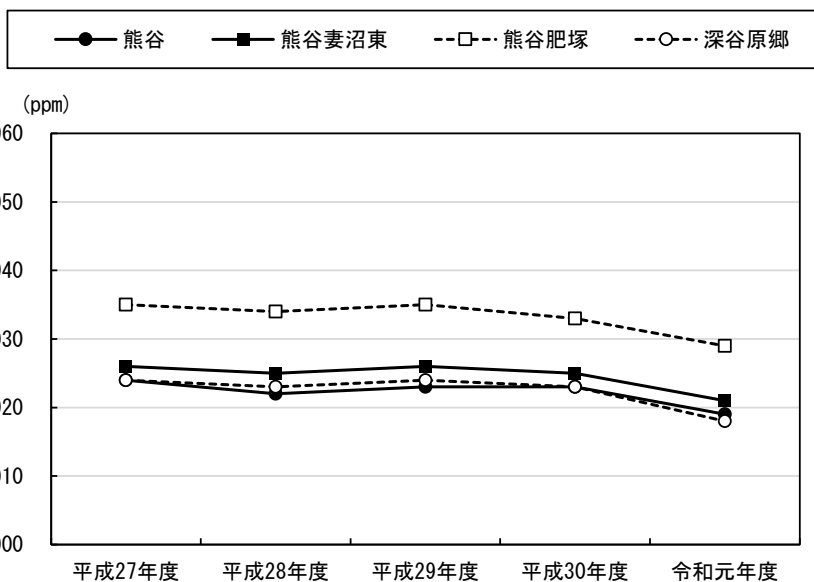
区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準
一般局	熊谷	0.008	0.019	○
	熊谷妻沼東	0.009	0.021	○
自排局	熊谷肥塚自排	0.016	0.029	○
	深谷原郷自排	0.009	0.018	○

注) 環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

評価：1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和元年度）」（令和 2 年 12 月、埼玉県環境部）



出典：「平成27年度～令和元年度大気汚染物質の常時監視測定結果について」

(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

図 3.2-5 二酸化窒素の経年変化(年間98%値)

(ウ) 一酸化炭素

一酸化炭素の令和元年度における測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における一酸化炭素の経年変化は、図 3.2-6 に示すとおりである。各測定局ともに日平均値の 2%除外値は概ね横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-6 一酸化炭素の測定結果(令和元年度)

区分	測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超え た日が2日以上 連続したこと の有無	8時間平均 値が20ppm を超えた回数 (回)	日平均値 が10ppm を超えた 日数 (日)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	熊谷	0.2	0.4	無	0	0	○	○
自排局	熊谷肥塚自排	0.3	0.4	無	0	0	○	○

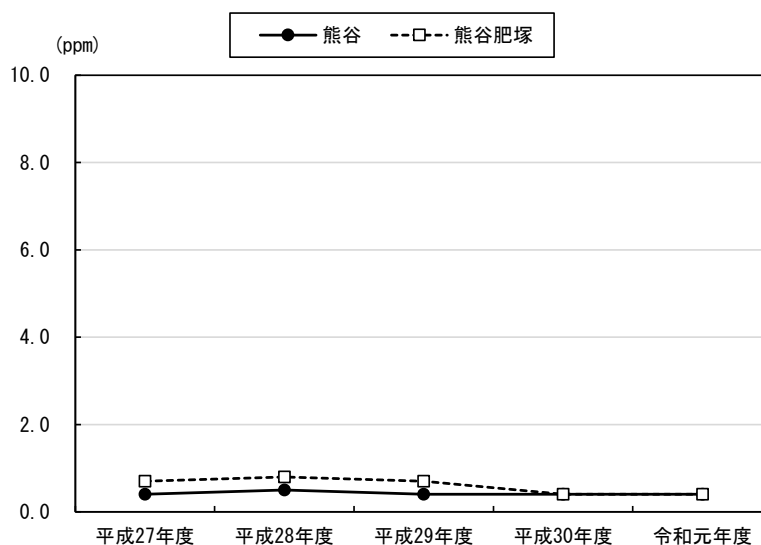
注) 環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

長期的評価：1時間値の1日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないことを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、午前0時～午前8時、午前8時～午後4時、午後4時～午後12時の各時間帯8時間平均値が20ppm以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、各時間帯の8時間のうち有効測定時間が6時間以上である場合のみ評価対象とする。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和元年度)」(令和2年12月、埼玉県環境部)



出典：「平成27年度～令和元年度大気汚染物質の常時監視測定結果について」

(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

図 3.2-6 一酸化炭素の経年変化(2%除外値)

(エ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの令和元年度における測定結果は、表 3.2-7 に示すとおりであり、環境基準を達成していない。

平成 27 年度から令和元年度における光化学オキシダントの昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数の経年変化は、図 3.2-7 に示すとおりである。昼間 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数は 300～700 時間の範囲内で変動がみられ、いずれの年度も環境基準を達成していない。

表 3.2-7 光化学オキシダントの測定結果(令和元年度)

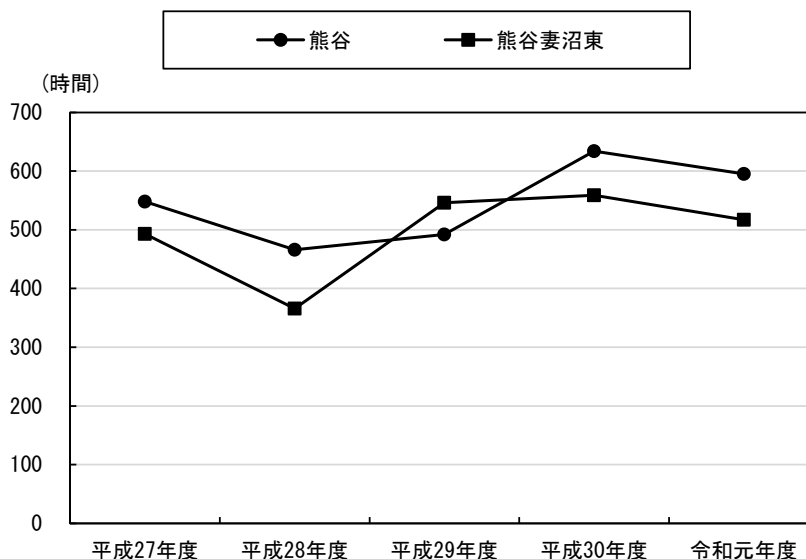
区分	測定局名	昼間の 1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	昼間の1時間値 が0.06ppmを 超えた時間数 (時間)	昼間の1時間値 が0.12ppmを 超えた時間数 (時間)	環境 基準
一般局	熊谷	0.036	0.151	595	4	×
	熊谷妻沼東	0.034	0.135	517	5	×

注) 環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること

評価：昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和元年度）」（令和2年12月、埼玉県環境部）



出典：「平成27年度～令和元年度大気汚染物質の常時監視測定結果について」

(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

図 3.2-7 光化学オキシダントの経年変化(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)

(オ) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の令和元年度における測定結果は、表 3.2-8 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における浮遊粒子状物質の経年変化は、図 3.2-8 に示すとおりである。日平均値の 2%除外値は減少傾向であり、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-8 浮遊粒子状物質の測定結果(令和元年度)

区分	測定局	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数(日)	1時間値の 最高値 (mg/m ³)	環境基準	
							長期的 評価	短期的 評価
一般局	熊谷	0.016	0.036	無	0	0.115	○	○
	熊谷妻沼	0.016	0.031	無	0	0.124	○	○
自排局	熊谷肥塚自排	0.014	0.036	無	0	0.161	○	○
	深谷原郷自排	0.014	0.033	無	0	0.066	○	○

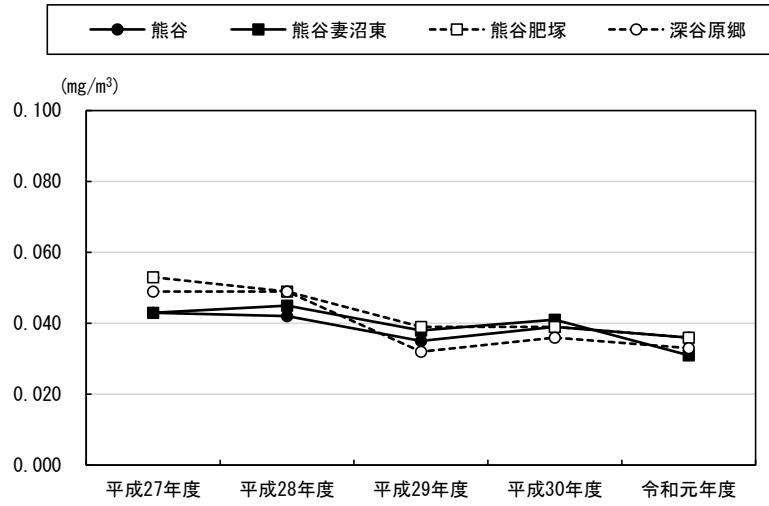
注) 環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：「1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和元年度)」(令和2年12月、埼玉県環境部)



出典：「平成27年度～令和元年度大気汚染物質の常時監視測定結果について」

(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

図 3.2-8 浮遊粒子状物質の経年変化(2%除外値)

(カ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の令和元年度における測定結果は、表 3.2-9 に示すとおりであり、各測定局ともに環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度における微小粒子状物質の経年変化は、図 3.2-9 に示すとおりである。各測定局ともに 1 日平均値の年間 98% 値は減少傾向であり、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-9 微小粒子状物質の測定結果(令和元年度)

区分	測定局	日平均値の 年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準	
				長期的評価	短期的評価
一般局	熊谷妻沼東	11.4	23.3	○	○
	熊谷	10.1	24.1	○	○
自排局	熊谷肥塚自排	11.0	24.0	○	○
	深谷原郷自排	9.6	22.6	○	○

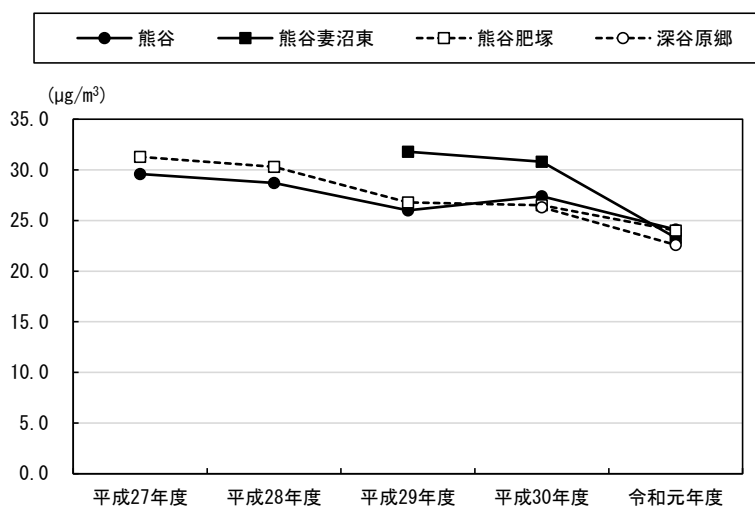
注) 環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期的評価：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1日のうち有効測定時間が20時間以上ある日が250日以上ある場合のみを評価対象とする。

短期的評価：1時間の1日平均値の98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和元年度）」（令和2年12月、埼玉県環境部）



出典：「平成27年度～令和元年度大気汚染物質の常時監視測定結果について」

(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

図 3.2-9 微小粒子状物質の経年変化(年間98%値)

(キ) 炭化水素

非メタン炭化水素の令和元年度における測定結果は、表 3.2-10 に示すとおりであり、いずれの測定局も指針値を上回っている。

平成 27 年度から令和元年度における非メタン炭化水素の午前 6 時～9 時の年平均値は、図 3.2-10 に示すとおりである。各測定局ともに年平均値は概ね横ばいで推移し、いずれの年度も指針値を上回っている。

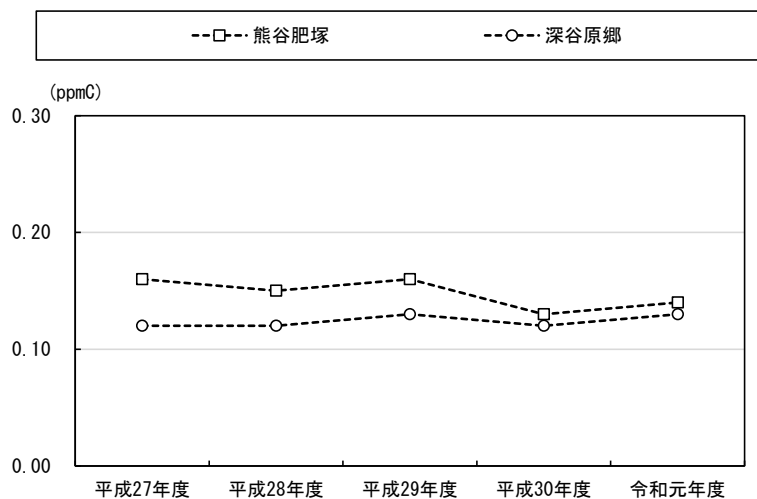
表 3.2-10 非メタン炭化水素の測定結果(令和元年度)

区分	測定局	午前6～9時の測定日数(日)	午前6～9時の年平均値(ppmC)	午前6～9時の3時間平均値の最高値(ppmC)	午前6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数(日)	指針との比較
自排局	熊谷肥塚自排	358	0.14	0.73	13	×
	深谷原郷自排	358	0.12	0.91	9	×

注) 指針値は以下のとおりである。

指針値：午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和元年度)」(令和2年12月、埼玉県環境部)



出典：「平成27年度～令和元年度大気汚染物質の常時監視測定結果について」

(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

図 3.2-10 非メタン炭化水素の午前6時から9時の年平均値の経年変化

(ク) ダイオキシン類

ダイオキシン類の令和元年度における測定結果は、表 3.2-11 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

平成 27 年度から令和元年度におけるダイオキシン類の経年変化は、図 3.2-11 に示すとおりである。年間平均値は概ね横ばいで推移し、いずれの年度も環境基準を達成している。

表 3.2-11 ダイオキシン類の測定結果(令和元年度)

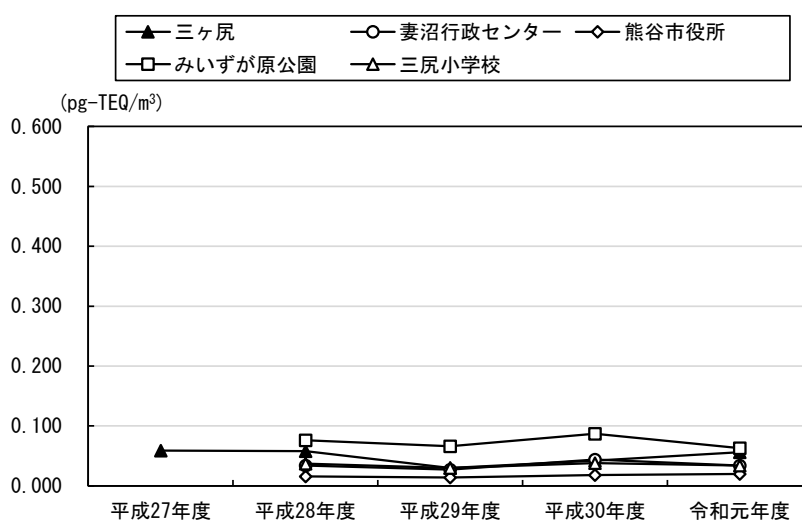
区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)					環境基準
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	平均値	
固定発生源 周辺	熊谷三ヶ尻	0.068	0.026	0.065	0.063	0.056	○
熊谷市 測定地点	妻沼行政センター	0.090	0.016	0.011	0.019	0.034	○
	熊谷市役所	0.042	0.016	0.011	0.0095	0.020	○
	みいずが原公園	0.087	0.031	0.037	0.097	0.063	○
	三尻小学校	0.054	0.031	0.024	0.025	0.034	○

注1) 環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下であること。

注2) ダイオキシン類濃度は、最も毒性が強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン (2,3,7,8TCDD)」の毒性を単位換算した値。

出典：「令和元年度ダイオキシン類大気常時監視結果について」（令和2年8月、埼玉県環境部大気環境課）
「熊谷市環境白書(令和2年度版)」（令和2年12月、熊谷市）



出典：「平成27年度～令和元年度ダイオキシン類大気常時監視結果について」

(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

「熊谷市環境白書(平成29～令和2年度版)」（令和2年12月、熊谷市）

図 3.2-11 ダイオキシン類の経年変化(年平均値)

(ケ) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の令和元年度における測定結果は、表 3.2-12 に示すとおりであり、環境基準及び指針値を達成している。

表 3.2-12(1) 有害大気汚染物質の測定結果(令和元年度)

単位：μg/m³

区分	一般局		環境基準
調査地点	熊谷		
調査結果	ベンゼン	0.62	3
	トリクロロエチレン	0.34	130
	テトラクロロエチレン	0.052	200
	ジクロロメタン	2.1	150

出典：「令和元年度有害大気汚染物質常時監視等の結果」（令和2年8月、埼玉県環境局大気環境課）

表 3.2-12(2) 有害大気汚染物質の測定結果（令和元年度）

区分	一般局		指針値
調査地点	熊谷		
調査結果	アクリロニトリル(μg/m ³)	0.039	2以下
	塩化ビニルモノマー(μg/m ³)	0.026	10以下
	水銀及びその化合物(ng/m ³)	1.9	40以下
	ニッケル化合物(ng/m ³)	1.6	25以下
	ヒ素及びその化合物(ng/m ³)	0.81	6以下
	クロロホルム(μg/m ³)	0.15	18以下
	1,2-ジクロロエタン(μg/m ³)	0.10	1.6以下
	1,3-ブタジエン(μg/m ³)	0.044	2.5以下
	マンガン及びその化合物(ng/m ³)	21	140以下

出典：「令和元年度有害大気汚染物質常時監視等の結果」（令和2年8月、埼玉県環境局大気環境課）

ウ 騒音・低周波音

(ア) 環境騒音

対象事業実施区域及びその周囲において、環境騒音の調査は行われていない。

(イ) 自動車交通騒音

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度の自動車交通騒音の環境基準適合状況は表 3.2-13 に、自動車交通騒音の調査地点は図 3.2-12 に示すとおりである。自動車交通騒音は、昼夜ともに環境基準を達成していない区間が5区間ある。

表 3.2-13(1) 自動車交通騒音の環境基準適合状況(点的評価)

No.	路線名	測定地点	地域の 類型	車線 数	幹線道路の 近接空間	等価騒音レベル (dB)			
						昼 間	環境基準 達成	夜 間	環境基準 達成
1	一般国道17号 (熊谷バイパス)	熊谷市 柿沼449-5	B	4	近接空間	63	○	60	○
2	県道 深谷東松山線	熊谷市 三ヶ尻2868-1	B	2	近接空間	64	○	60	○
3	県道 美土里町新堀線	熊谷市 新堀新田	C	2	近接空間	68	○	65	○

注1)No.は図 3.2-12と対応している。

注2)環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準：昼間70dB、夜間65dB

注3)「幹線道路の近接空間」欄の「近接空間」は、近接空間であることを示す。

注4)「環境基準達成」欄の「○」は、環境基準を達成していること、「×」は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「平成30年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和2年4月、埼玉県環境部)

表 3.2-13(2) 自動車騒音の環境適合状況(面的評価)

No.	評価対象道路	評価区間		測定地点における等価騒音レベル (dB)		評価対象住居等戸数 (戸)	昼間、夜間とも基準値以下 (戸)	昼間のみ基準値以下 (戸)	夜間のみ基準値以下 (戸)	昼間・夜間とも基準超過 (戸)
		始点	終点	昼間	夜間					
4	一般国道17号	熊谷市久保島	熊谷市新堀	<u>71</u>	<u>70</u>	383	333	44	0	6
5	一般国道140号	熊谷市石原	熊谷市広瀬	<u>75</u>	<u>72</u>	137	79	22	0	36
6	一般国道407号	熊谷市代	熊谷市石原	66	63	135	135	0	0	0
7	深谷東松山線	熊谷市拾六間	熊谷市三本	69	64	388	379	0	0	9
8	県道熊谷児玉線	熊谷市三ヶ尻	熊谷市御稜威ヶ原	66	61	35	35	0	0	0
9	県道原郷熊谷線	熊谷市新堀	熊谷市高柳	67	59	412	412	0	0	0
10	県道新堀尾島線	熊谷市別府	熊谷市西別府	70	66	387	335	52	0	0
11	県道太田熊谷線	熊谷市西野	熊谷市柿沼	68	64	259	258	0	0	1
12	県道 美土里町新堀線	熊谷市美土里町	熊谷市新堀新田	68	65	378	378	0	0	0
13	一般国道17号	深谷市東方	深谷市沓掛	<u>72</u>	<u>69</u>	61	40	13	0	8
14	一般国道17号	深谷市蓮沼	深谷市石塚	58	56	23	23	0	0	0
15	県道深谷東松山線	深谷市仲町8	深谷市幡羅町1-10	63	58	553	553	0	0	0
16	県道弁財深谷線	深谷市東方町1-3	深谷市常盤	68	59	298	298	0	0	0
17	県道原郷熊谷線	深谷市東方	深谷市東方	70	64	445	445	0	0	0

注1)No.は図 3.2-12と対応している。

注2)下線は環境基準を超過していることを示す。

出典：「平成30年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和2年4月、埼玉県環境部)

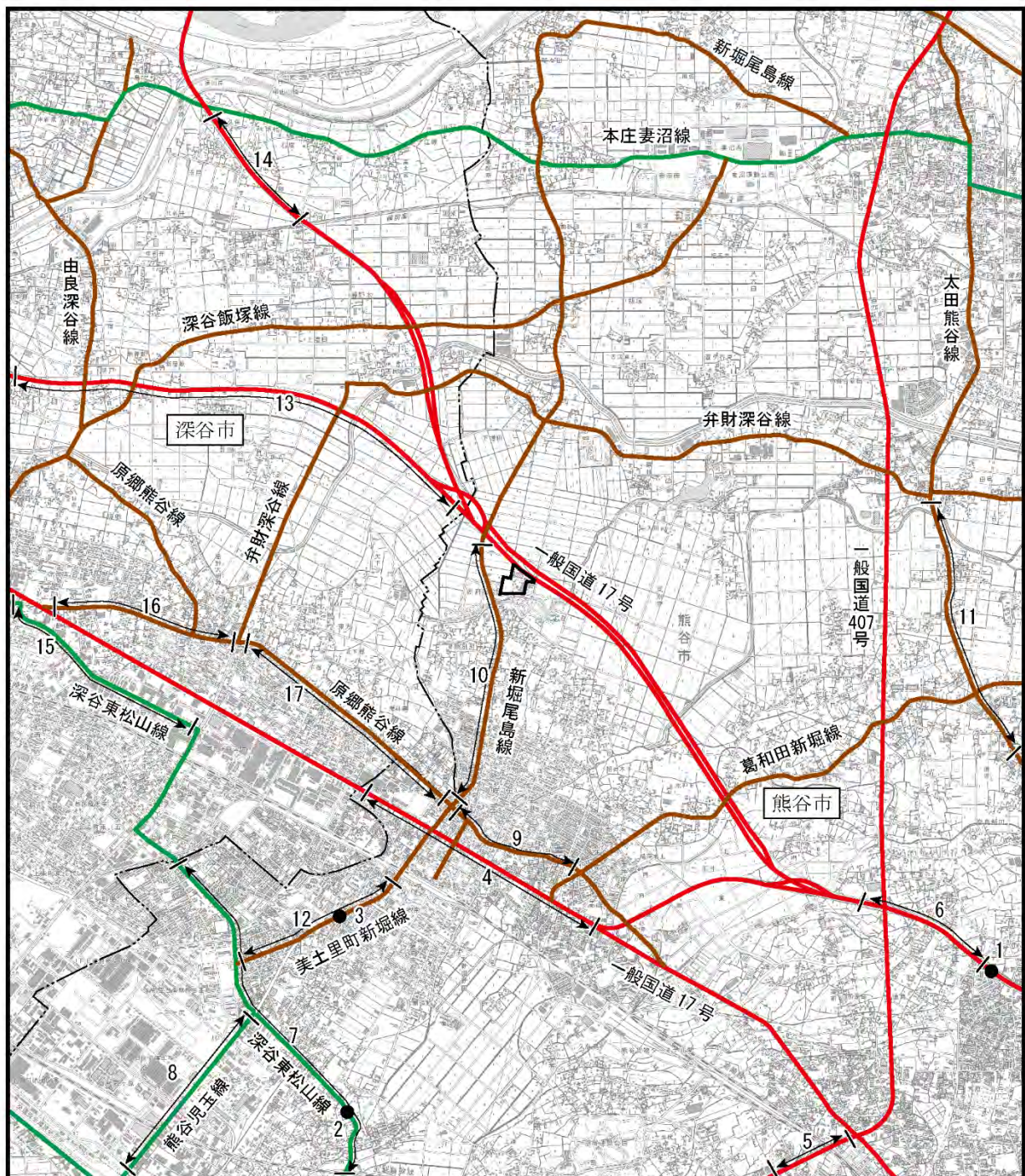
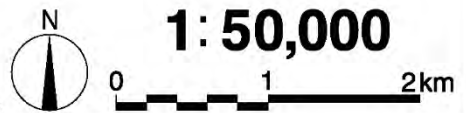


図 3.2-12 自動車騒音調査地点位置図

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 自動車騒音調査地点 (点的評価)
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- ↔ : 自動車騒音評価区間 (面的評価)



出典：「平成 30 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」
(令和 2 年 4 月、埼玉県環境部)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。

(ウ) 低周波音

対象事業実施区域及びその周囲において、低周波音の調査は行われていない。

エ 振動

(ア) 環境振動

対象事業実施区域及びその周囲において、環境振動の調査は行われていない。

(イ) 道路交通振動

対象事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の調査は行われていない。

オ 悪臭

対象事業実施区域及びその周囲において、悪臭の調査は行われていない。

(2) 水質、底質、水象等の状況

ア 水象

対象事業実施区域及びその周囲における河川等の状況は、図 3.2-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、一級河川の利根川、小山川、福川が流れている。事業実施区域の南側には別府沼が存在する。

イ 水質

対象事業実施区域及びその周囲における水質測定地点の概要は表 3.2-14 に、水質測定地点は図 3.2-13 に示すとおりである。

令和元年度における生活環境項目の測定結果は表 3.2-15 に示すとおりである。

令和元年度における健康項目の測定結果は、表 3.2-16 に示すとおりである。

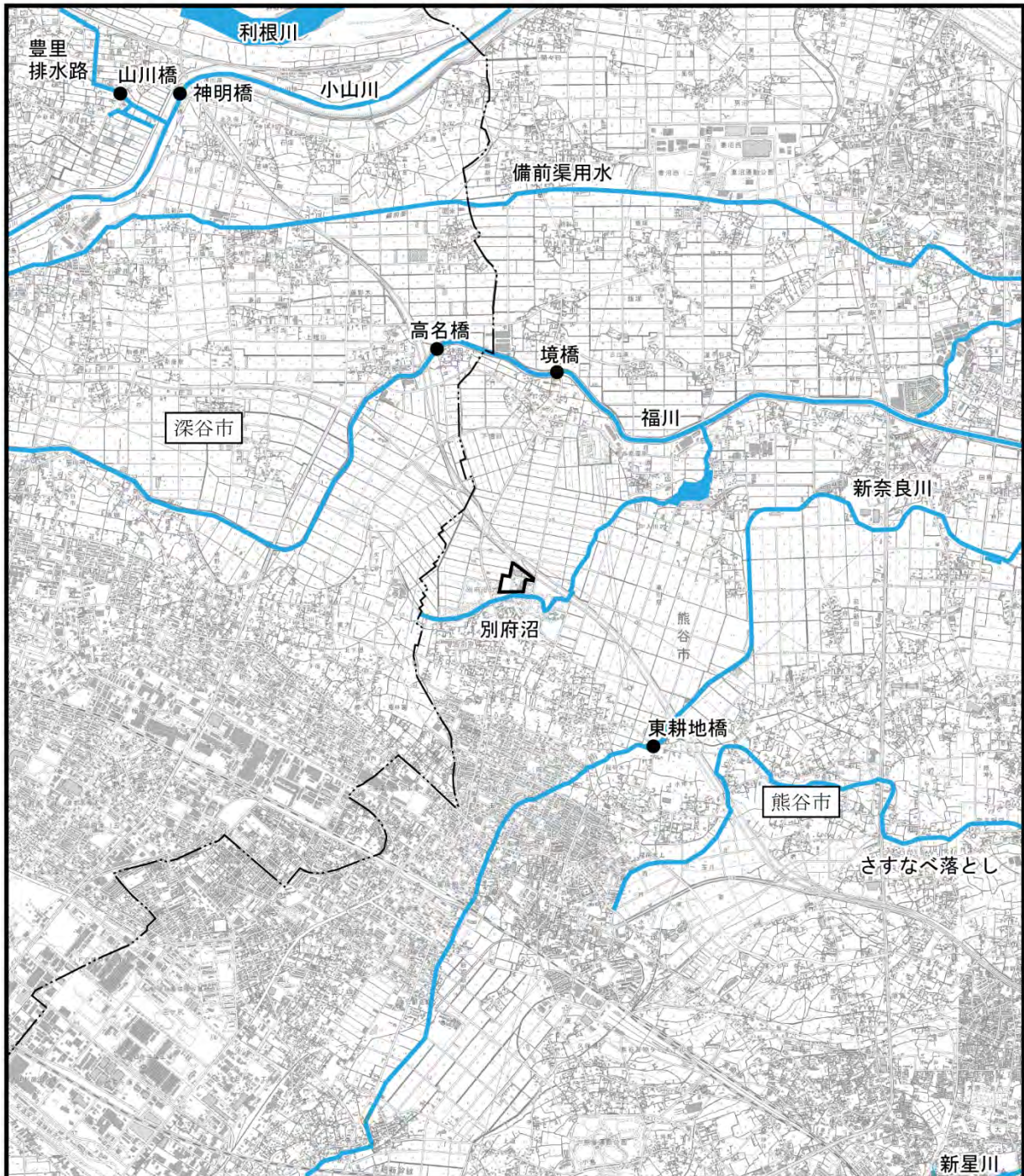
表 3.2-14 水質測定地点の概要

河川名	測定地点	所在地	測定対象	環境基準類型	
小山川	新明橋	深谷市	生活環境項目、健康項目	B	生物B
福川	境橋	熊谷市	生活環境項目	B	生物B
	高名橋	深谷市	生活環境項目（大腸菌群数を除く）	B	生物B
新奈良川	東耕地橋	熊谷市	生活環境項目	—	—
豊里排水路	山川橋	深谷市	生活環境項目（大腸菌群数を除く）	—	—

出典：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和3年3月、埼玉県環境部）

「熊谷市環境白書(令和2年度版)」（令和2年12月、熊谷市）

「令和元年度環境測定結果」（令和3年7月、深谷市ホームページ）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 河川、水路等
- : 水質調査地点

図 3.2-13 河川等及び水質測定地点位置

出典：「埼玉県熊谷県土整備事務所管内図」

(令和3年1月、熊谷県土整備事務所)

「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

(令和3年3月、埼玉県)

「熊谷市環境白書(令和2年度版)」(令和2年12月、熊谷市)

「令和元年度環境測定結果」(令和3年7月閲覧、深谷市ホームページ)



1:50,000

0 1 2km

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

表 3.2-15(1) 水質測定結果(生活環境項目：令和元年度)

項目	測定地点	小山川 新明橋	福川 境橋	福川 高名橋	環境基準 (B類型)
水素イオン濃度[pH]		7.9	7.2	7.3	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量[BOD] (mg/L)		1.7	1.4	2.6	3以下
浮遊物質[SS] (mg/L)		10	4	12.5	25以下
溶存酸素量[DO] (mg/L)		10	6.7	8.2	5以上
大腸菌群数(MPN/100mL)		36,000	188,250	—	5,000以下

出典：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和3年3月、埼玉県環境部)

「熊谷市環境白書(令和2年度版)」(令和2年12月、熊谷市)

「令和元年度環境測定結果」(令和3年7月、深谷市ホームページ)

表 3.2-15(2) 水質測定結果(生活環境項目：令和元年度)

項目	測定地点	新奈良川 東耕地橋	豊里排水路 山川橋	環境基準
水素イオン濃度[pH]		7.9	8.7	—
生物化学的酸素要求量[BOD] (mg/L)		2.2	6	—
浮遊物質[SS] (mg/L)		4	7.5	—
溶存酸素量[DO] (mg/L)		7.8	13.2	—
大腸菌群数(MPN/100mL)		60,000	—	—

出典：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和3年3月、埼玉県環境部)

「熊谷市環境白書(令和2年度版)」(令和2年12月、熊谷市)

「令和元年度環境測定結果」(令和3年7月、深谷市ホームページ)

表 3.2-16 水質測定結果(健康項目：令和元年度)

測定地点	項目	測定結果	環境基準
小山川 新明橋 (mg/L)	カドミウム	<0.0003	0.003以下
	全シアン	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.001	0.01以下
	六価クロム	<0.005	0.05以下
	砒素	0.001	0.01以下
	総水銀	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	—	検出されないこと
	P C B	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002以下
	チウラム	<0.0006	0.006以下
	シマジン	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	<0.002	0.02以下
	ベンゼン	<0.001	0.01以下
	セレン	<0.001	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.9	10以下
	ふつ素	0.08	0.8以下
	ほう素	0.11	1以下
	1,4-ジオキサソ	<0.005	0.05以下

出典：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和3年3月、埼玉県環境部)

ウ 底質

対象事業実施区域及びその周囲において、底質の調査は行われていない。

エ 地下水

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度の地下水質の調査結果は、表 3.2-17 に示すとおりである。

表 3.2-17 地下水質調査結果(令和元年度)

項目	調査地点		熊谷市	熊谷市	深谷市	環境基準
			妻沼台	代	明戸	
井戸深度 (m)			不明	不明	不明	—
浅深井戸の別			浅	浅	不明	—
用途			生活用水	生活用水	一般飲用	—
カドミウム	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	不検出
鉛	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
六価クロム	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05以下
砒素	mg/L	0.002	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	不検出
PCB	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	不検出
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02以下
四塩化水素	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
セレン	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
亜硝酸性窒素	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	< 0.1	4	5.7	5.7	10以下
ふっ素	mg/L	< 0.08	< 0.08	0.08	0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	0.05	0.09	0.06	0.06	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05以下

出典：「令和元年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和3年3月、埼玉県環境部）

(3) 土壌及び地盤の状況

ア 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲の表層土壌の分布状況は、図 3.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の土壌は、灰色低地土壌（仁手統）、淡色黒ボク土壌（兎玉統）、厚層黒ボク土壌（大竹統）、褐色低地土壌（新戒統）が分布している。

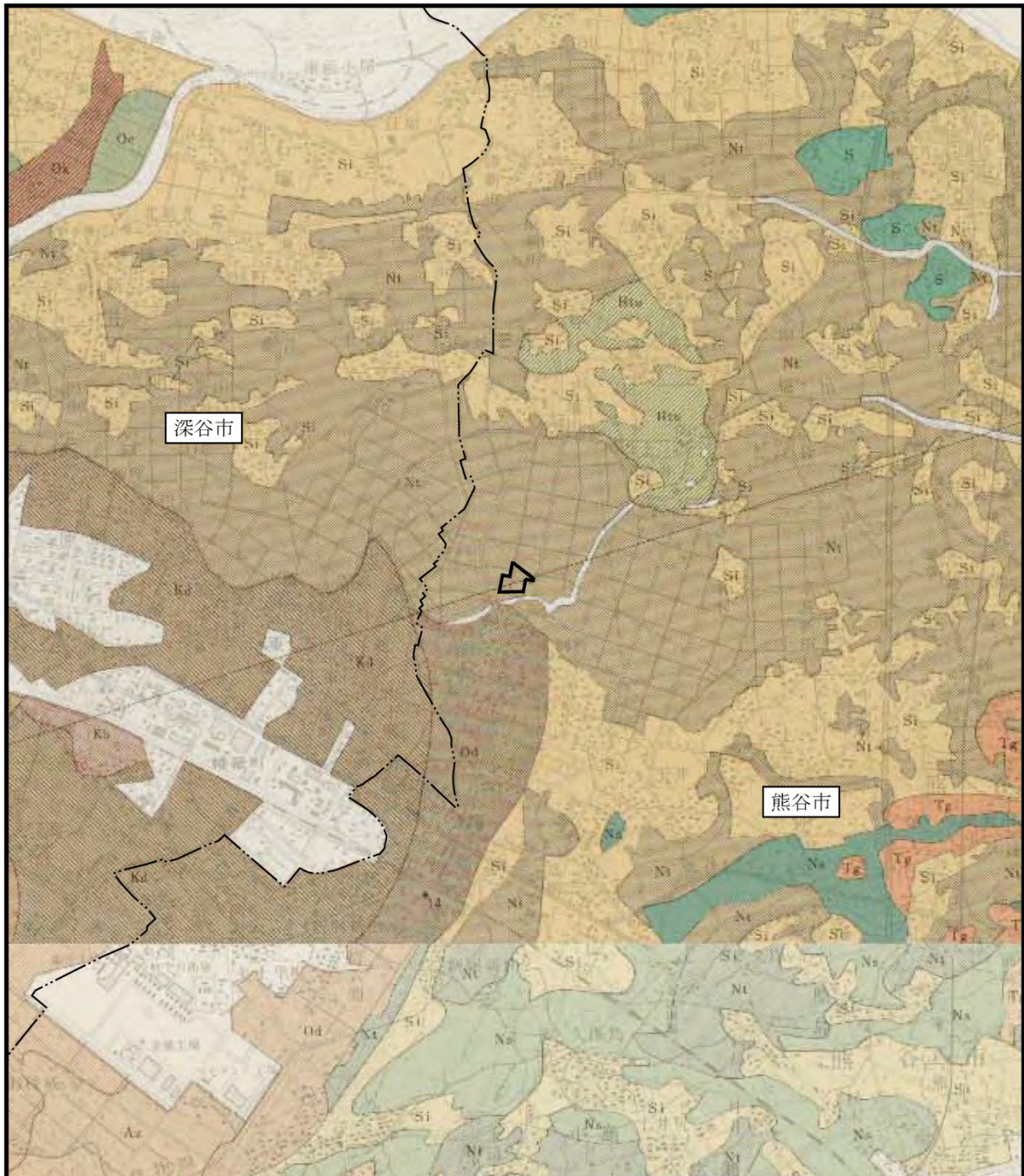


図 3.2-14 土壌図

凡 例

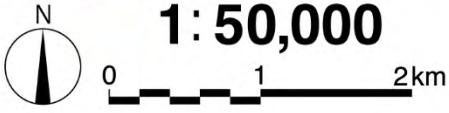
- : 対象事業実施区域
- : 市 界

【熊谷】

- : 小前田統
 - : 青瀬統
 - : 新戒統
- : 仁手統
 - : 長瀬統
 - : 勅使河原統

【高崎・深谷】

- : 児玉統
 - : 冑山統
 - : 大竹統
 - : 落合統
 - : 平塚統
- : 清水統
 - : 仁手統
 - : 長瀬統
 - : 勅使河原統
 - : 新戒統



1:50,000

出典：「土じょう図（熊谷）」（昭和49年3月、埼玉県）
 「土じょう図（高崎・深谷）」（昭和54年3月、埼玉県）

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

イ 土壌汚染

(ア) 要措置区域及び形質変更時要届出区域

対象事業実施区域及びその周囲における土壌汚染対策法（平成14年5月、法律第53号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は表 3.2-18 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域に要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

表 3.2-18 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況

整理番号	指定年月日	指定番号	区域の種類	区域の所在場所	区域の面積 (m ²)	基準に適合しない特定有害物質
整-27-7	H27年7月14日	指-101号	要措置区域	深谷市田谷	287.0	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
整-27-8	H27年7月14日	指-102号	形質変更時要届出区域	深谷市田谷	87.0	鉛及びその化合物

出典：「指定区域について」（令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ）

(イ) ダイオキシン類

埼玉県では、土壌のダイオキシン類の常時監視測定（一般環境把握調査及び発生源周辺状況調査）を行っている。令和元年度は深谷市内の8地点で発生源周辺状況調査が行われている。

測定結果は表 3.2-19 に示すとおりであり、すべての地点で環境基準を達成している。

表 3.2-19 ダイオキシン類発生源周辺状況調査結果

単位：pg-TEQ/g

調査地点	調査結果	環境基準	
深谷市	人見	5.2	1,000
	檜合	2.9	
	人見	2.1	
	境	0.72	
	櫛引	3.9	
	柏合	8.3	
	岡部	5.1	
	櫛挽	3.5	

出典：「土壌常時監視結果 ダイオキシン類」（令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ）

ウ 地盤の状況

対象事業実施区域及びその周囲における平成 28 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 月 1 日までの地盤沈下の調査結果は表 3.2-20 に、調査地点は、図 3.2-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における過去 5 年間の地盤沈下の変動量は、-11.9 mm～-7.8 mmであった。

なお、対象事業実施区域に最も近い調査地点（No.1）の過去 5 年間の変動量は、-9.9 mmであった。

表 3.2-20 地盤沈下の状況(水準測量結果)

No.	調査地点	調査開始年月日	各年別変動量(mm)					過去5年間の変動量(mm)	調査開始年からの変動量(mm)
			平成28.1.1～平成29.1.1	平成29.1.1～平成30.1.1	平成30.1.1～平成31.1.1	平成31.1.1～令和2.1.1	令和2.1.1～令和3.1.1		
1	下増田866-1	54.1.1	3.2	-5.6	-3.7	-1.1	-2.7	-9.9	-159.5
2	新島133地先	18.1.1	-4.0	4.0	-3.9	0.9	-1.2	-7.8	-31.9
3	高柳字茶屋坪102	18.1.1	-4.2	1.4	-4.0	1.6	-3.1	-8.3	-30.2
4	妻沼1720-4	54.1.1	1.4	-4.0	-8.1	3.1	-4.3	-11.9	-119.7
5	妻沼台137-1	54.1.1	3.9	-5.7	-6.3	2.8	-2.6	-7.9	-121.6
6	八木田5	54.1.1	3.2	-6.2	-5.8	1.4	-4.2	-11.6	-190.5
7	飯塚200	62.1.1	1.0	-4.2	-7.8	2.5	-2.6	-11.1	-137.4
8	東方2665-2	18.1.1	-3.3	-1.4	-5.2	1.0	-2.6	-11.5	-33.3
9	上増田260	54.1.1	2.8	-5.0	-4.0	-0.9	-1.4	-8.5	-170.5
10	新井18	5.1.1	2.2	-4.9	-2.9	-0.1	-2.9	-8.6	-101.8
11	東方5-10	23.1.1	-2.8	-1.9	-4.5	1.5	-3.1	-10.8	-30.1
12	国済寺町17	18.1.1	-2.5	-1.8	-4.7	-0.2	-2.0	-11.2	-35.7

注) No.は図 3.2-15と対応している。

出典：「水準測量成果表等について」（令和4年1月閲覧、埼玉県ホームページ）

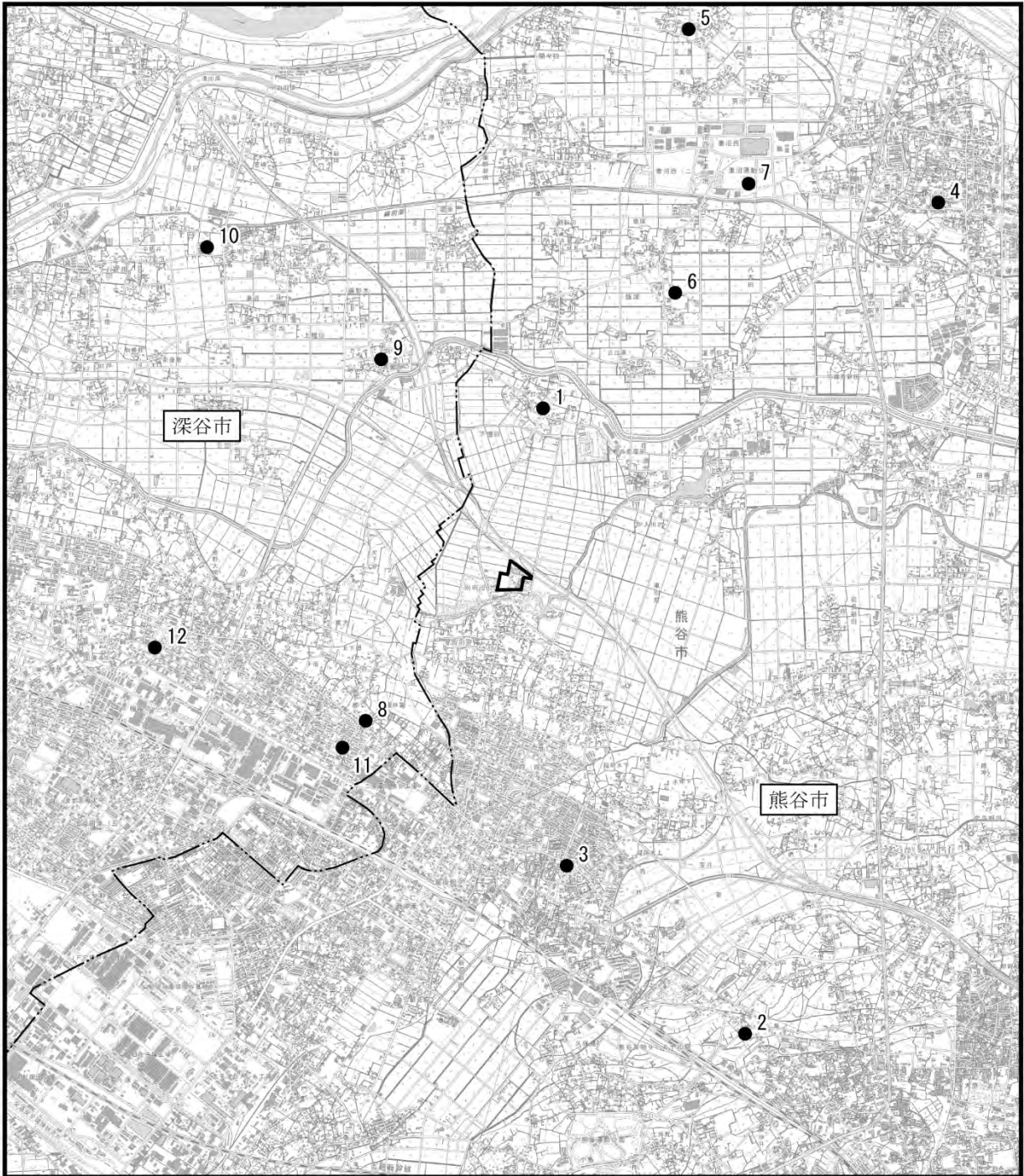
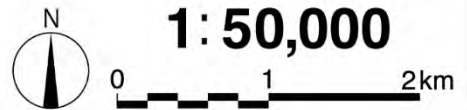


図 3.2-15 地盤沈下調査地点

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 調査地点

出典：「水準測量成果表等について」
 (令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(4) 地形及び地質の状況

ア 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地形分類は、図 3.2-16 に示すとおりである。

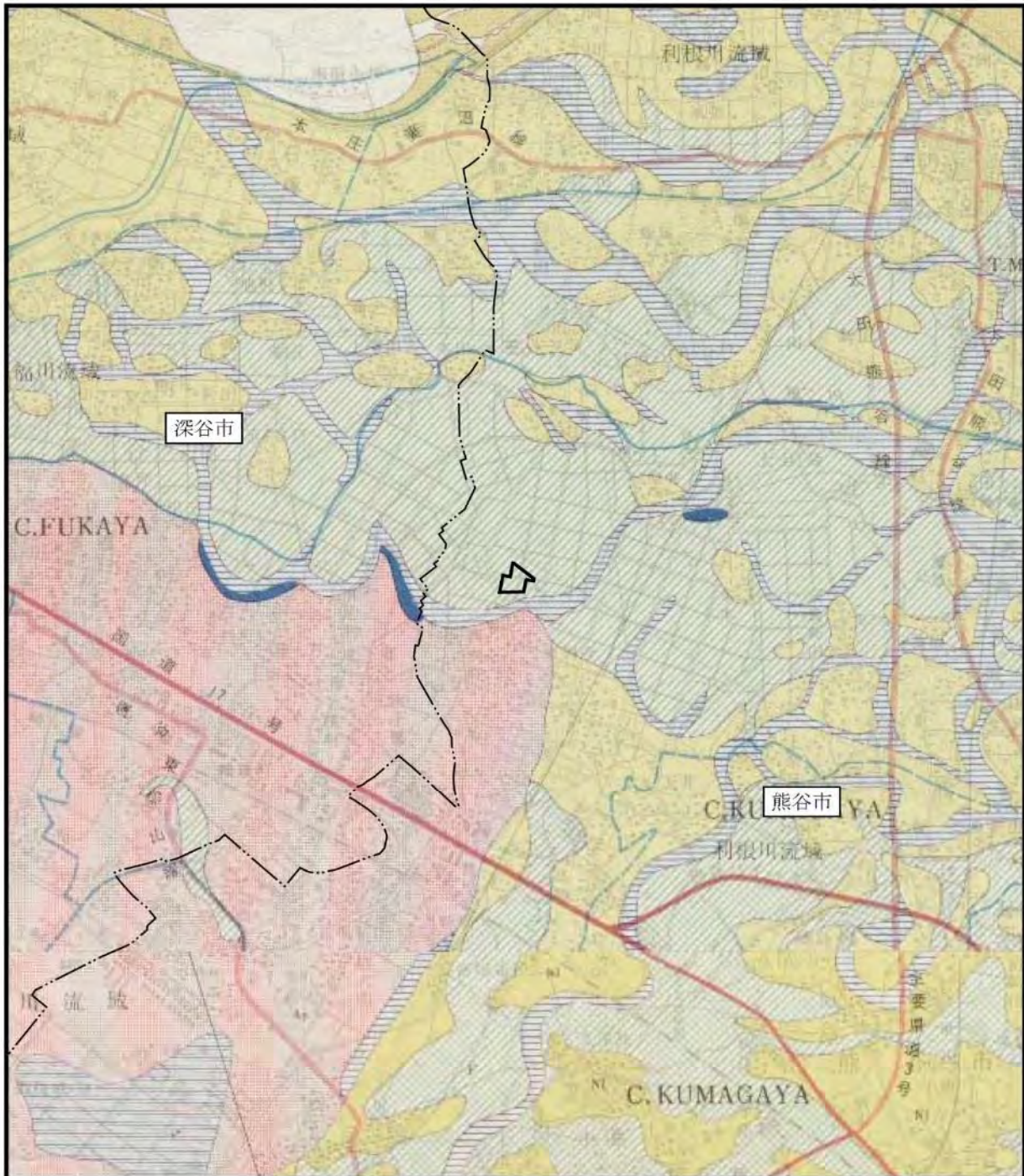
対象事業実施区域及びその周囲は、扇状地、旧流路跡（旧河道）、火山台地、河原となっている。

また、対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形として、寄居付近の河成段丘が存在する。重要な地形の位置図は、図 3.2-17 に示すとおりである。

イ 地質の状況

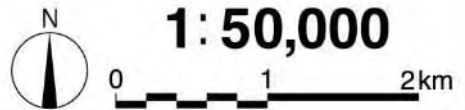
対象事業実施区域及びその周囲の表層地質は、図 3.2-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、泥質礫堆積物（背後湿地、谷地田の腐植土を含む）、砂泥堆積物（河道・氾濫原）、ローム、砂質泥堆積物（自然堤防）となっている。



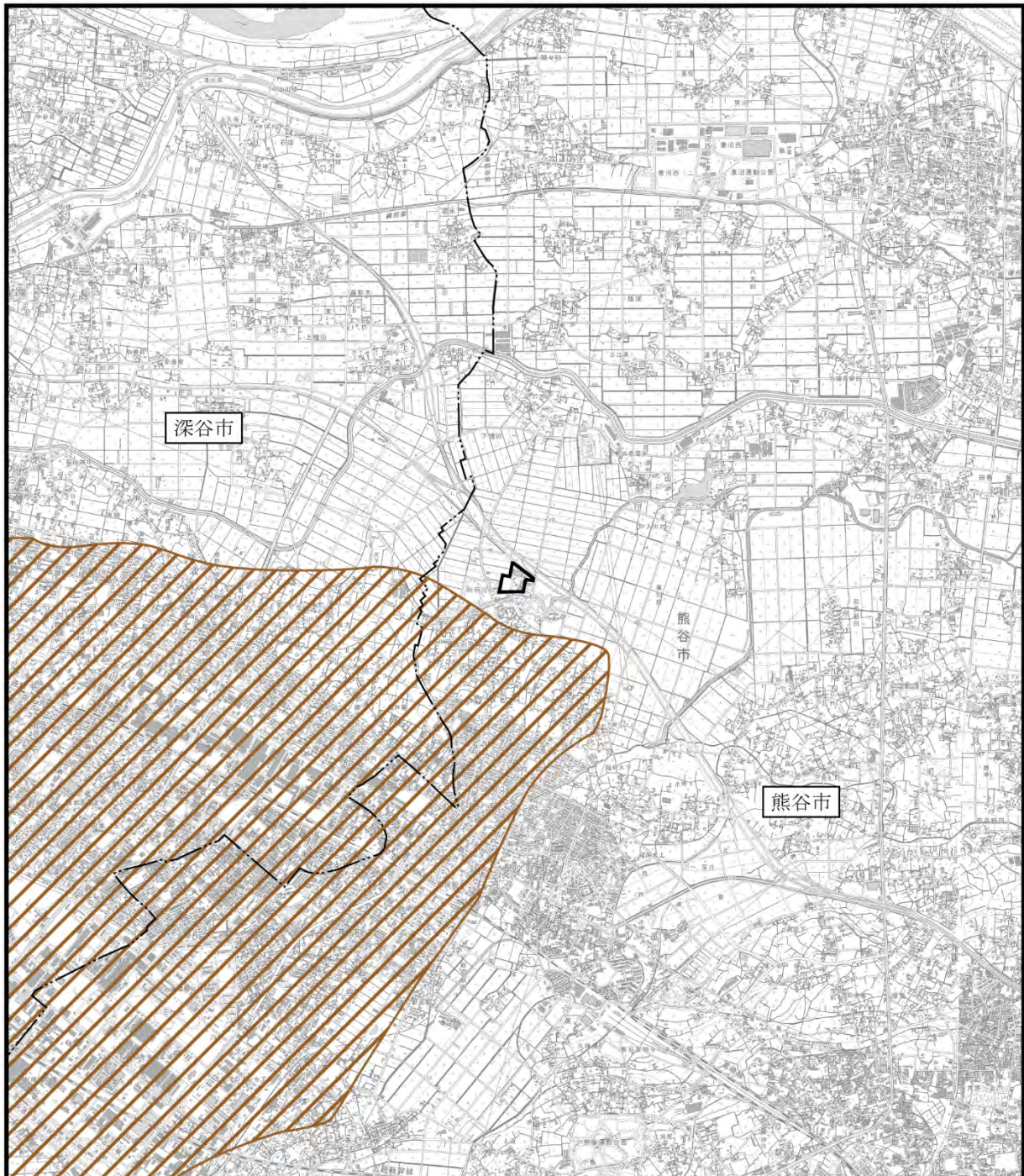
凡例 : 対象事業実施区域 ——— : 市界 図 3.2-16 地形分類図
 : 対象事業実施区域 (熊谷) 【高崎・深谷】

- | | | | |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> : 火山灰台地 : 砂礫台地 (河岸段丘) : 扇状地 : 谷底平野 : 自然堤防 : 河原 (現河道の氾濫原) : 台地上の谷 : 旧流路跡 (旧河道) | <ul style="list-style-type: none"> : 崖 : 国道・県道 | <ul style="list-style-type: none"> : 丘陵地 : 丘陵地 (残丘) : 火山台地 : 扇状地 : 旧流路跡 (旧河道) : 河原 (現河道の氾濫原) | <ul style="list-style-type: none"> : 谷底平野 : 自然堤防 |
|--|---|--|--|



出典: 「地形分類図 (熊谷)」 (昭和 49 年 3 月、埼玉県)
「地形分類図 (高崎・深谷)」 (昭和 54 年 3 月、埼玉県)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。



凡 例


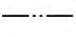

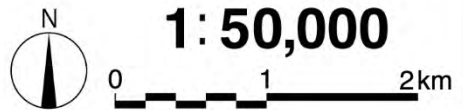
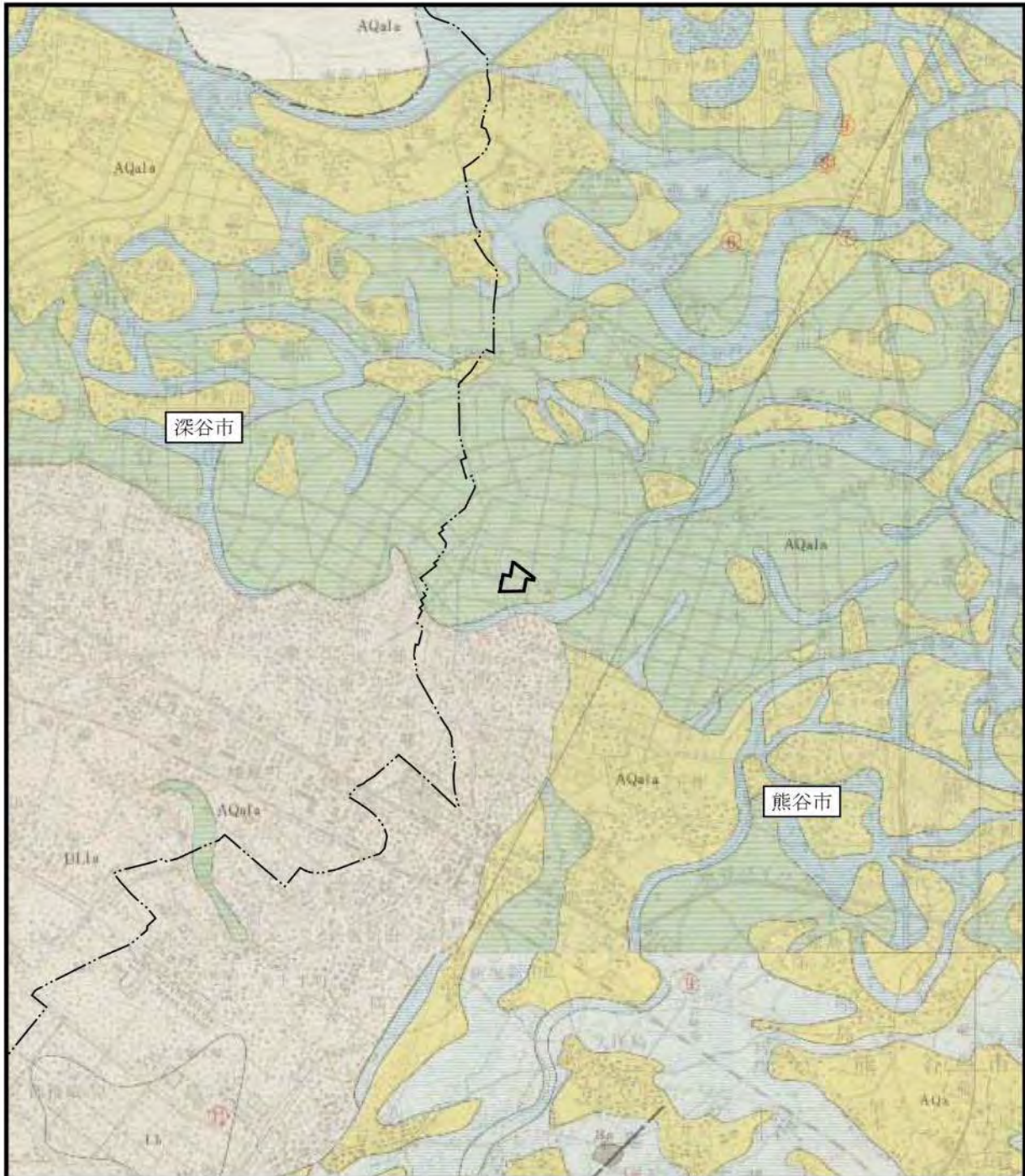
-  : 対象事業実施区域
-  : 市 界
-  : 寄居付近の河成段丘

図 3.2-17 重要な地形位置図

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 埼玉県」
(平成元年、環境庁)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

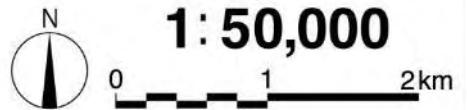


凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界

図 3.2-18(1) 表層地質図

出典：「表層地質図（熊谷）」（昭和 49 年 3 月、埼玉県）
 「表層地質図（高崎・深谷）」（昭和 49 年 3 月、埼玉県）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。

熊谷

未固結堆積物	Qa	砂泥堆積物 (河道・氾濫原)
	Qa	砂泥堆積物 (旧流路跡)
	Qa	砂質泥堆積物 (自然堤防)
	Qa	泥質礫堆積物 (背後湿地)
	Qa	泥質堆積物 (谷地田・背後湿地の腐植土)
半固結堆積物	Qd	シルト砂礫の互層 (東京層)
	Qd	泥砂の互層 (基底礫を含む) (埼玉層)
	Qd	シルト砂礫の互層 (古利根層)
	m	粘土
	g	礫層
固結堆積物	cl	礫岩
	rgs	礫岩・砂岩互層
	ss	砂岩
	ms	泥岩
	altsm	砂岩・泥岩互層
	altss	砂岩・頁岩互層
	sl	珪質岩
Sch	輝緑凝灰岩	
火山性岩石	Lb	埋没ローム
	L	ローム
	Tr	凝灰岩
深成岩	Gr	花崗岩質岩石
	Sp	蛇紋岩
変成岩	Gs	緑色片岩
	Bs	黒色片岩

高崎・深谷

未固結堆積物	Qa	砂泥堆積物 (河道・氾濫原)
	Qa	砂泥堆積物 (旧流路跡)
	Qa	砂質泥堆積物 (自然堤防)
	Qe	泥質礫堆積物 (背後湿地、谷地田の腐植土を含む)
半固結堆積物	Qd	砂礫の互層 (東京層)
	Qd	粘土・砂礫の互層 (埼玉層)
	Qd	粘土・礫の互層 (古利根層)
	Sp	砂礫層 (浅見山砂礫層)
変成岩	ms	泥岩 (富岡層群)
	altsm	砂岩・泥岩互層 (富岡層群)
	Cg	礫岩 (富岡層群)
火山性岩石	Gs	緑色片岩
	Bs	黒色片岩
	L	ローム
	Tr	凝灰岩 (富岡層群)
	Sp	蛇紋岩

図 3.2-18(2) 表層地質図凡例